

事業者の皆様へ

一般社団法人 東京都自動車事業振興協会
会 長 大 岩 湛 矣
公 印 省 略

平成26年度整備主任者（法令）研修の開催について

つきましては、「道路運送車両法第91条の3」（遵守事項）の規定に基づく自動車分解整備事業者の平成26年度整備主任者（法令）研修の実施を下記要領にて開催いたします。

つきましては、届出されている整備主任者全員に必ず本研修を受講させて頂くようご案内いたします。

記

1. 研修開催日及び会場

平成26年10月22日（水）午前・午後
東京自動車サービス健保会館（記11：会場案内図参照）

2. 受付開始日時と受付期間

平成26年 9月22日（月）午前9時00分から
平成26年10月10日（金）午後4時30分まで

3. 受講対象者

本年8月末現在、事業場で届出されている全ての整備主任者
ただし、自動車検査員の資格を有し、「平成26年度自動車検査員研修」を受講された方は、この研修は免除となります。

4. 受講料（研修資料代、消費税を含む）と受講申込方法について

- ①全国共通教材（国土交通省自動車局監修）
平成26年度版最近改正された法令・通達集（一部500円）
- ②地域教材（関東運輸局自動車技術安全部監修）
平成26年度整備主任者業務の手引き（一部850円）
- ③受講料（消費税含む、1名1,150円）

同封致しました平成26年度整備主任者（法令）研修受講申込書に必要事項をご記入の上、FAX送信での受講申込と受講料合計（1名2,500円）を払込先の手続を済ませて下さい。

ただし、整備主任者を複数届出している事業場で、研修資料を持ち回りで受講する場合には、1名1,150円となります。

5. 会場及び研修時間

東京自動車サービス健保会館（受付時間に遅れないようお願いいたします。）

【午前の部】 受付 9:00～9:15 研修 9:15～12:30

【午後の部】 受付 13:00～13:15 研修 13:15～16:30

6. 研修教材の配布

① 平成26年度版 最近改正された法令・通達集（整備事業編）

② 平成26年度 整備主任者業務の手引き

※ 研修教材の①と②は、本会により研修当日、受付にてお渡し致します。

7. 講師

東京運輸支局、自動車検査独立行政法人関東検査部及び

一般社団法人東京都自動車事業振興協会

8. その他

(1) 研修当日は、整備主任者の自動車整備技能者手帳と筆記用具をご持参下さい。

(2) 研修会場には駐車場がありませんので、電車バス等ご利用下さい。

※ 二輪車及び四輪車とも乗り入れ厳禁です。

(3) 油脂類のついた靴（安全靴等）での受講はご遠慮願います。

(4) 研修会場での当日申込の受付は致しません。

(5) 日程の関係で受講できない場合は、東京運輸支局整備担当にお問い合わせ下さい。

東京運輸支局整備部門 電話：03-3458-9236

9. 個人情報の利用目的（受講申込書等）

受講状況の確認及び管理のために適正に利用いたします。

10. 問い合わせ先

東京都新宿区住吉町1-15

本会事務局 電話：03-3357-0755

11. 会場案内図

東京自動車サービス健保会館

住所：東京都渋谷区渋谷3-11-12（渋谷駅下車 徒歩5分）

電話：03-3406-3511（代表）

